

応募期限：

3月7日（火）必着

（郵送の場合3月7日の消印有効）

「鳥取海区漁場計画（素案）」及び「鳥取県内 水面漁場計画（素案）」についてご意見をお寄せください！

県は、海面（内水面）の総合的な利用等を図り、漁業生産力を発展させることを目的として、漁業法（以下、「法」という。）第62条及び第67条の規定に基づき、5年ごとに漁業権の具体的な免許内容等を定めた漁場計画を作成しています。

令和5年8月31日で、県内のすべての漁業権の存続期間（10年間又は5年間）が満了するため、次期漁業権の内容を定める漁場計画の素案をとりまとめました。

この漁場計画の素案について、法第64条第1項（法第67条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、当該水面において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他利害関係人の皆様のご意見を募集します。（意見の際は、当該事案に対し利害関係のあることを説明する必要があります。）

漁場計画（素案）の概要

【海面】鳥取海区漁場計画（素案）

（1）漁業権に関する事項

存続期間：令和5年9月1日から令和15年8月31日まで（10年間）

（区画漁業権、定置漁業権は令和10年8月31日までの5年間）

漁業権	対象漁業種類等	件数（現件数）	主な検討の内容
第一種共同漁業権 （採貝採藻）	あわび、さざえ等18種 （魚種は各地区で異なる）	6件（6件）	魚種、漁業時期、漁業の名称の見直し
第一種区画漁業権 （養殖）	藻類垂下式養殖業、貝類垂下式養殖業、魚類小割り式養殖業（くろまぐる養殖業を除く）	14件（15件）	設定地区、漁業時期、漁業の名称の見直し
定置漁業権 （大型定置網）	雑魚定置漁業	1件（1件）	変更なし

（2）保全沿岸漁場に関する事項 設定しない。

【内水面】鳥取県内水面漁場計画（素案）

（1）漁業権に関する事項

存続期間：令和5年9月1日から令和15年8月31日まで（10年間）

（湖山池に係る漁業権は令和10年8月31日までの5年間）

漁業権	対象漁業種類等（※）	件数（現件数）	主な検討の内容
第一種共同漁業権 （湖山池、東郷池）	しじみ（やまとしじみ）	2件（2件）	魚種の見直し
第五種共同漁業権 （千代川、天神川、日野川）	あゆ、やまめ、いわな、あまご、にじます、こい（日野川のみ）うなぎ	3件（3件）	新たな魚種の設定等の検討（変更なし）
第五種共同漁業権 （湖山池、東郷池）	こい、ふな、うなぎ、わかさぎ、しらうお、えび（東郷池のみ）ぼら、すずき	2件（2件）	新たな魚種の設定等の検討（変更なし）

※「やまめ」には「さくらます」、「あまご」には「さつきます」を含む。



鳥取海区漁場計画(素案)及び鳥取県内水面漁場計画(素案)の閲覧方法

・県庁漁業調整課のウェブページからダウンロードできるほか、県庁県民参画協働課、各総合事務所、県民福祉局、日野振興センター日野振興局、東部・八頭庁舎、県立図書館および各市町村役場でも閲覧できます。

ウェブページのアドレス：<https://www.pref.tottori.lg.jp/308836.htm>

・郵送をご希望される方は、下記の問い合わせ先までご連絡ください。



応募方法

- ・電子メール、郵送またはファクシミリ、意見箱への投函（上記県の機関）のいずれでも応募できます。
- ・提出される様式は、このチラシ（裏面）または上記 HP からダウンロードしていただき提出してください。

結果の公表

いただいたご意見への対応については、後日、とりまとめてウェブページ等で公表します。

《応募・問合せ先》

鳥取県農林水産部水産振興局漁業調整課

郵 送：〒680-8570（所在地記載不要）

電 話：0857-26-7318

ファクシミリ：0857-26-8131

電子メール：gyogyou-chousei@pref.tottori.lg.jp

応募期限：3月7日（火）必着（郵送の場合3月7日の消印有効）

【「鳥取海区漁場計画（素案）」及び「鳥取県内水面漁場計画（素案）」に対する意見応募用紙】

《応募先》 鳥取県農林水産部水産振興局漁業調整課
〒680-8570（所在地記載不要）
ファクシミリ：0857-26-8131 電子メール：gyogyou-chousei@pref.tottori.lg.jp

住所（所在地）			
氏名（名称）※1		電話番号	
電子メールアドレス			
該当計画	<input type="checkbox"/> 鳥取海区漁場計画（素案） <input type="checkbox"/> 鳥取県内水面漁場計画（素案）		
該当箇所	※ 意見される計画の該当箇所をご記入ください		
利害関係※2	当該水面において、 <input type="checkbox"/> 漁業を営んでいる <input type="checkbox"/> 漁業を営もうしている <input type="checkbox"/> その他（ ）		
具体的な利害関係の内容（どういった利害関係を有するか） （例：〇〇漁業協同組合に所属し、〇〇号の区域において〇〇漁業を営んでいる。）			

※1 法人にあつては、名称及び代表者氏名、担当者氏名を記入してください。

※2 漁業法施行規則第22条第2項の規定により、意見の際は、当該事案について利害関係のあることを疎明する必要があります。利害関係人であることの疎明がない場合や当該事案への利害関係人でないと判断される場合には、意見として取り扱わないことがあります。

ご意見記載欄	*意見は別紙にも記載できますが、意見記載欄には「別紙のとおり」と記載し、別紙には提出者氏名を記載してください。

ご意見ありがとうございました。